

社会福祉法人茨城県共同募金会共同募金配分等取扱要領

第1 通 則

1 趣 旨

この要領は、共同募金による寄付金の配分の公正を期するため、その配分の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、併せて公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

2 配分の基本方針

共同募金による寄付金の配分は、社会福祉法人中央共同募金会が定める「共同募金運動要綱」及び「共同募金助成方針」に則り、本県の地域福祉が効果的に推進できるように行うものとする。特に、地域福祉を推進するうえで、市民が自分たちで課題やニーズを見つけ、自分たちも参加しながら地域を形成していく動きが期待されていることから地域のボランティア団体、特定非営利活動法人、地域住民団体等が行う地域の課題解決に向けた活動の支援に努めるものとする。

3 募金の種類及び定義

共同募金の種類は、一般募金、歳末たすけあい募金及びNHK歳末たすけあい募金とし、各募金の定義は、次のとおりとする。

- (1) 一般募金とは、共同募金のうち歳末たすけあい募金及びNHK歳末たすけあい募金を除いた共同募金をいう。
- (2) 歳末たすけあい募金とは、共同募金のうち社会福祉法人全国社会福祉協議会及び社会福祉法人中央共同募金会が毎年度定める「歳末たすけあい募金運動実施要項」による共同募金をいう。
- (3) NHK歳末たすけあい募金とは、共同募金のうち社会福祉法人中央共同募金会が日本放送協会と協議して毎年度定める「NHK歳末たすけあい実施要綱」による共同募金をいう。

4 配分の種別及び定義

共同募金による寄付金の配分の種別は、広域助成、地域助成、歳末たすけあい助成、NHK歳末たすけあい助成及び地域福祉特別助成とし、各配分の定義は、次のとおりとする。

- (1) 広域助成とは、一般募金による寄付金を、主に広域的な社会的課題を解決するための事業を対象として配分するものをいう。
- (2) 地域助成とは、一般募金による寄付金を、主に小地域活動等地域の生活課題を解決するための事業を対象として配分するものをいう。
- (3) 歳末たすけあい助成とは、歳末たすけあい募金による寄付金を、歳末たすけあい運動に関わる事業を対象として配分するものをいう。
- (4) NHK歳末たすけあい助成とは、NHK歳末たすけあい募金による寄付金を、NHK歳末たすけあい運動に関わる事業を対象として配分するものをいう。

- (5) 地域福祉特別助成とは、災害等準備金として繰り入れて3年を経過したもの等を財源にして地域福祉を推進するための事業に配分するものをいう。

5 配分の原則

共同募金による寄付金の配分（地域福祉特別助成の配分を除く。）は、その寄付金の募集を行う前に配分計画を作成し、これによって行わなければならない。

6 配分の対象とする事業年度

共同募金による寄付金の配分（地域福祉特別助成の配分を除く。）は、原則として、その寄付金の募集を行う年度の翌年度に実施する事業を対象とする。ただし、歳末たすけあい募金による寄付金の配分及びNHK歳末たすけあい募金による寄付金の配分は、次のとおりとする。

- (1) 歳末たすけあい募金による寄付金の配分は、歳末たすけあい運動に係る見舞金の贈呈、イベントの開催等の福祉活動についてはその寄付金の募集を行う年度に実施する事業を、歳末たすけあい運動に係る地域福祉サービス事業については原則としてその寄付金の募集を行う翌年度に実施する事業を対象とする。

なお、歳末たすけあい運動に係る地域福祉サービス事業とは、支援を必要とする人たちが、安心して新たな年を迎えることができるよう、歳末になる前から住民の参加や理解を得て行う福祉活動をいうものとする。

- (2) NHK歳末たすけあい募金による寄付金の配分は、原則としてその寄付金の募集を行う年度に実施する事業を対象とする。

7 配分対象者の範囲

共同募金の配分対象者の範囲は、本県において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業（以下「社会福祉事業等」という。）を経営する者であって次に掲げる法人等とし、配分の種別ごとの配分対象者は、第2、第3、第4、第5及び第6において定めるところによる。

- (1) 県社会福祉協議会（社会福祉法第110条に規定する県社会福祉協議会をいう。以下同じ。）
- (2) 市町村社会福祉協議会（社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会をいう。以下同じ。）
- (3) 社会福祉法人（社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人のうち、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を除いた社会福祉法人をいう。以下同じ。）
- (4) 更生保護法人（更生保護事業法第2条第6項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (5) 日本赤十字社（日本赤十字社法に規定する日本赤十字社をいう。以下同じ。）
- (6) 公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益法人をいう。以下同じ。）
- (7) 公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条に規定する公益財団法人をいう。以下同じ。）
- (8) 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法

- 人をいう。以下同じ。)
- (9) 一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般財団法人をいう。以下同じ。)
 - (10) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人をいう。以下同じ。)
 - (11) 法人格を有しない団体であって、その団体の設立目的、組織、運営、事業内容等に照らし社会福祉を目的とする事業を適切に実施できると認められるもの（以下「法人格を有しない団体」という。)

8 配分の調整

配分の種別ごとに（地域福祉特別助成を除く。）、配分計画において予定した配分額に、その配分の財源となる共同募金の実績額（広域助成にあつては、一般募金の実績額のうち配分計画において広域助成の財源とされた額をいい、地域助成にあつては、一般募金のうち配分計画において地域助成の財源とされた額を9に定めるところにより調整された額をいう。）が満たない場合には、配分計画の配分申請の各事業について、次の事項に関しその評価を行い、これに基づいて配分の優先順位を付け、優先順位の上位のものから順次配分することとし、又は配分額を減額して配分することとし、これにより、募金実績額の範囲内において配分を行なうようにするものとする。

- (1) 地域課題や生活課題と配分申請の事業との整合性
- (2) 事業内容の妥当性（目的、必要性、内容、方法、効果等）
- (3) 事業実施の確実性（資金計画、実施体制、実施方法等）
- (4) 広域助成にあつては、配分の地域均衡
- (5) その他配分の調整にあたって必要な評価事項

地域福祉特別助成においては、配分の申請額の総額が配分を予定した額の総額を超えるときには、上記と同様の方法により調整し、配分の決定を行うものとする。

9 募金目標額の過不足の取扱い

一般募金において、募金目標額の過不足が生じた場合は、原則として、超過分は当該超過した市町村における地域助成の財源とし、不足分は当該不足した市町村の地域助成の財源を減額するものとする。

10 配分対象外団体

次に掲げる者は、共同募金による寄付金の配分の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 地方自治法第244条の2の規定による指定管理者
指定管理者であっても、当該指定管理以外の業務に係る部分については、指定管理者にあたらぬこと。
- (3) 国又は地方公共団体からの業務受託者
国又は地方公共団体からの業務受託者であっても、当該受託業務以外の業務に係る部分については、国又は地方公共団体からの業務受託者にはあたらぬこと。

- (4) 営利を目的とする者
- (5) 社会福祉法第122条に規定に違反し、違反したときから3年を経過していない者
- (6) その他共同募金を配分することがふさわしくないと認められる者

11 配分対象外事業

次に掲げる事業は、共同募金による寄付金の配分の対象としない。

- (1) 政治、宗教、組合等の運動の手段として行う事業
- (2) 団体の構成員の互助共済を主たる目的として行う事業
- (3) その他共同募金を配分することがふさわしくないと認められる事業

第2 広域助成

1 配分対象事業

広域助成の配分対象事業を分けて、運営事業、施設整備事業、設備整備事業、車輛整備事業及び全国大会等開催事業とし、各事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 運営事業は、社会福祉事業等を運営する事業（施設又は設備の整備及び車輛の購入並びに全国大会等の開催を除く。）とする。
- (2) 施設整備事業は、社会福祉事業等の実施に必要な施設の整備を行う事業とする。ただし、次に掲げるものは、含まないものとする。
 - ア 事業費が500,000円未満（特定非営利活動法人、法人格を有しない団体その他会長が認める者の行う事業にあっては、100,000円未満）の施設の整備
 - イ 法人事務所等管理的業務のみに供する施設の整備
 - ウ 介護保険事業に供する施設の整備（特定非営利活動法人その他会長が認める者が整備する場合を除く。）
- (3) 設備整備事業は、社会福祉事業等の実施に必要な設備（車輛を除く。）の整備を行う事業とする。ただし、次に掲げるものは、含まないものとする。
 - ア 事業費が500,000円未満（特定非営利活動法人、法人格を有しない団体その他会長が認める者の行う事業にあっては、50,000円未満）の設備の整備
 - イ リース若しくはレンタル又は中古品による設備の整備
 - ウ 介護保険事業に供する設備の整備（特定非営利活動法人その他会長が認める者が整備する場合を除く。）
- (4) 車輛整備事業は、社会福祉事業等の運営に必要な車輛の整備を行う事業とする。ただし、次に掲げるものは、含まないものとする。
 - ア リース若しくはレンタル又は中古品の購入による車輛の整備
 - イ 介護保険事業に供する車輛の整備（特定非営利活動法人その他会長が認める者が整備する場合を除く。）
- (5) 全国大会等開催事業は、県社会福祉協議会その他の広域的に活動する社会福祉団体が全国大会又は関東ブロック大会を開催する事業とする。なお、市町村社会福祉協議会が開催する市町村社会福祉大会の開催を含まないこと。

2 各事業の配分対象者，配分対象経費，配分率，配分限度額等

運営事業，施設整備事業，設備整備事業，車輛整備事業及び全国大会等開催事業ごとの配分対象者，配分対象経費，配分率，配分限度額等は，次のとおりとする。

(1) 運営事業

ア 配分対象者

運営事業の配分対象者は，県社会福祉協議会，社会福祉法人，更生保護法人，日本赤十字社，公益社団法人，公益財団法人，一般社団法人，一般財団法人，特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

イ 配分対象経費

運営事業の配分対象経費は，社会福祉事業等を運営する事業に要する経費とする。ただし，次に掲げる経費は，配分の対象にしない。

- a) 人件費（相談事業における専門相談員等福祉サービス等の業務に直接的にかつ専ら従事する者の人件費を除く。）
- b) 管理的経費
- c) 食料費（交流会の飲食費等福祉サービス等の実施に直接必要なものを除く。）
- d) 国又は地方公共団体が負担することとされているもの（児童福祉法による児童入所措置費，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付，介護保険法による保険給付その他の行政制度の支弁又は給付の対象となっている経費をいう。）

ウ 配分率

運営事業の配分率は，原則として3／4以内とする。ただし，次の場合には，10／10以内とする。

- (1) 県社会福祉協議会に配分する場合
- (2) 主たる運営財源が会費収入又は寄付金収入である者に配分する場合
- (3) 全国共通助成テーマ又は本会の設定する助成テーマに合致する事業に配分する場合
- (4) 地域福祉の推進に有効性が大きいと認められる事業に配分する場合
- (5) その他，会長が10／10以内の配分率によって配分することが適当と認める事業に配分する場合

エ 配分限度額

運営事業の配分限度額は，個々の事業ごとに会長が承認する額とする。

オ 連年配分の制限

1事業者の行う事業が，毎年度同じ事業内容である場合には，その事業については，原則として4年度目以降の配分はしない。ただし，過去3年間の事業評価等により地域福祉を推進するうえで，その必要性，有効性等が大きいものについては，この限りでない。

(2) 施設整備事業

ア 配分対象者

施設整備事業の配分対象者は，社会福祉法人，更生保護法人，特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

イ 配分対象経費

施設整備事業の配分対象経費は、施設の整備に必要な経費とする。ただし、土地の購入費及び造成費は、配分の対象にしない。

ウ 配分率

施設整備事業の配分率は、原則として3/4以内とする。

エ 配分限度額

施設整備事業の配分限度額は、次のとおりとする。

区 分	配分限度額
配分を受けて整備する施設が、社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合	1事業につき、 300万円
配分を受けて整備する施設が、社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合	1事業につき、 100万円
備考 一の施設整備事業を、複数年度に分割して実施する場合には、単年度の事業とみなして上表の配分限度額を適用する。	

オ 連年配分の制限

1事業者が年度を続けて行う施設整備事業については、初年度及び2年度に行う施設整備事業に限って配分するものとし、3年度以降に行う施設整備事業には配分しない。

(3) 設備整備事業

ア 配分対象者

設備整備事業の配分対象者は、社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

イ 配分対象経費

設備整備事業の配分対象経費は、設備の整備に必要な経費とする。

ウ 配分率

施設整備事業の配分率は、原則として3/4以内とする。

エ 配分限度額

施設整備事業の配分限度額は、次のとおりとする。

区 分	配分限度額
配分を受けて整備する設備が、社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合	1事業（件）につき、 300万円
配分を受けて整備する設備が、社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合	1事業（件）につき、 100万円

オ 連年配分の制限

1事業者が年度を続けて行う設備整備事業については、初年度及び2年度に行う設備整備事業に限って配分するものとし、3年度以降に行う設備整備事業には配分しない。

(4) 車輛整備事業

ア 配分対象者

車輛整備事業の配分対象者は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

イ 配分対象経費

車輛整備事業の配分対象経費は、車輛の購入に必要な経費とする。ただし、車輛本体の購入価格及び共同募金により購入した車輛である旨の表記に要する経費に限るものとし、車輛附属品の購入費及び自動車取得税、重量税等の租税は配分の対象にしない。

ウ 配分率

車輛整備事業の配分率は、原則として3/4以内とする。

エ 配分限度額

車輛整備事業の配分限度額は、次のとおりとする。

区 分	配分限度額
配分を受けて整備する車輛が、社会福祉事業又は更生保護事業に供するものである場合	1台につき、 300万円
配分を受けて整備する車輛が、社会福祉事業及び更生保護事業以外の社会福祉を目的とする事業に供するものである場合	1台につき、 100万円

オ 市町村社会福祉協議会に対する配分の特例

市町村社会福祉協議会が行う車輛整備事業に対する配分については、市町村社会福祉協議会がその市町村における地域福祉の総合的な企画及び実施について中心的役割を担っていることにかんがみ、その推進を支援するため、イ、ウ及びエにかかわらず、次によるものとする。

a) 各市町村社会福祉協議会に対し、年次計画に基づき順次配分することを基本とする。

b) 配分の対象経費は、普通自動車の購入に要する経費（共同募金により購入した車輛である旨の表記に要する経費を含み、車輛附属品の購入費及び自動車取得税、重量税等の租税を除く。）とし、配分額は、100万円以内とする。

カ 複数台数の整備に係る配分の制限

車輛整備事業の配分の対象とする車輛の台数は、原則として1台とする。

キ 連年配分の制限

車輛整備事業については、年度を続けて配分しない。

(5) 全国大会等開催事業

ア 配分対象者

全国大会等開催事業の配分対象者は、県社会福祉協議会、社会福祉法人、更生保護法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって、広域的に活動している団体とする。

イ 配分対象経費

全国大会等開催事業の配分対象経費は、全国大会又は関東ブロック大会の開催に必要な次の経費とする。

- a) 会場（設備を含む。）借上料，会場設営に係る備品，消耗品購入代
- b) 講演会の講師等の謝礼（旅費を含む。）
- c) 資料作成費
- d) その他全国大会等の開催に必要なと認められる経費

なお，次の経費は，配分の対象にしない。

- i) 演芸等社会福祉と関係のない催し事に係る費用
- ii) 全国大会等の開催に係る役員会等の経費
- iii) 県外で開催される全国大会等の参加費用
- iv) その他共同募金を配分することがふさわしくない経費

ウ 配分額

事業内容を参酌して，会長が認める額とする。

3 複数事業に対する配分の制限

施設整備事業，設備整備事業及び車輛整備事業の配分については，これら3事業を通じて，原則として，1事業者につき，1事業又は1件に限るものとする。

4 配分の除外

1及び2にかかわらず，事業を実施する年度の前々年度の末日（以下「基準日」という。）において，次の（1）に掲げる額が（2）に掲げる額を超える法人（県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を除く。）には，配分しない。ただし，広域助成の配分によって行おうとする事業が地域福祉の推進に大きく寄与するものである場合には，この限りでない。

- (1) 貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
- (2) 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として会長が別に定めるところにより算定した額

5 配分の条件

広域助成の配分の決定には，次の条件を付されるものとする。

- (1) 事業の内容又は経費の配分を変更する場合には，会長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し，又は廃止する場合には，会長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には，速やかに会長に報告しその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し，又は効用の増加した財産については，事業の完了後においても，善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 事業を行うために締結する契約については，一般競争入札に付するなど県又は市町村が行う契約手続きの取り扱いに準拠して行なわなければならないこと。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用を増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、その取得した日又は増加した日が属する年度の末日から起算して5年を経過するまで、会長の承認を受けずに配分の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保を供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (8) 共同募金の配分を受けた後1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄付金を募集してはならないこと。
- (9) 事業が共同募金の配分金によって実施されるものであることを、市民に周知することに努めること。

6 配分の申請等

広域助成の配分を受けようとする者は、共同募金配分（広域助成）申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、支会長を経由して、会長に提出しなければならない。ただし、地域の福祉団体の申請の場合には、支会長を経由しないものとする。

共同募金配分（広域助成）申請書の提出を行うことができる期間は、毎年度会長が別に定める。

会長は、広域助成の配分の申請に関し、必要に応じて支会長の意見を求めるものとする。

7 配分申請の審査

会長は、6の共同募金配分（広域助成）申請書の提出があったときは、当該申請書及び必要に応じて行う聞き取り調査、現地調査等により申請の内容を審査する。

8 配分計画の作成

会長は、7の審査において配分を行うことが適当と認められるものにつき、募金実績の見通しを踏まえつつ広域助成に係る配分計画を作成する。

9 配分の決定

広域助成の配分の決定は、8の配分計画に盛り込まれたものについて、一般募金の実績額（一般募金のうち広域助成の配分の財源として配賦された額をいう。）の範囲内で行うことを原則とする。

会長は、配分の決定をしたときは、共同募金配分決定通知書（様式第2号）をその申請者に送付するものとする。

10 配分計画の決定及び配分の決定

8の広域助成に係る配分計画の決定及び9の広域助成の配分の決定は、配分委員会の承認を経て、理事会及び評議員会において行う。

11 配分金の交付

広域助成の配分金の交付は、事業完了後に行うことを原則とする。ただし、特別の事情がある場合には、事業完了前に交付することができるものとし、その場合には、事業完了後に精算を行うものとする。

なお、事業完了の確認は、13に定めるところによる。

事業完了前に配分金の交付を受けようとする者は、配分金交付請求書（事業完了前交付）（様式第3号）を、会長に提出しなければならない。

12 事業完了報告

9の広域助成の配分の決定を受けた者（以下第2において「広域助成事業者」という。）は、事業を完了したときは、完了後1か月以内に共同募金配分（広域助成）事業完了報告書（様式第4号）に配分金交付請求書（事業完了後交付）（様式第5号）及び関係書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、事業完了前に配分金の交付を受けている場合には、配分金交付請求書（事業完了後交付）に代えて配分金精算書（様式第6号）を添えるものとする。

13 事業完了の確認

会長は、12の事業完了報告書の提出があったときは、当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

14 検査等

会長は、広域助成事業者に対して、適時、配分金の使途について、その報告を求めるとともに、配分の使途に関係のある範囲でその検査を行うものとする。併せて、広域助成事業者に対して、次の事項について協力の依頼を行うものとする。

- (1) 配分金の使途に関して、地域住民への周知を図ること。
- (2) 住民やサービス利用者の意向を聴いて配分を受けた活動の評価を行うこと。

15 配分決定の取消

会長は、広域助成事業者が配分金を他の用途に使用をし、その他配分の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、配分の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この規定は、配分金の確定があった後においても適用する。

会長は、配分決定の取消をしたときは、その決定の内容を当該広域助成事業者に通知するものとする。

16 配分金の返還

会長は、次に掲げる場合には、期限を定めて配分金を返還させなければならない。

- (1) 広域助成の配分の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに配分金が交付されているとき。
- (2) 広域助成事業者に交付すべき配分金の額を確定した場合において、すでにその額を超える配分金が交付されているとき。

第3 地域助成

1 配分の基本

地域助成の配分は、支会長が第1の2の「配分の基本方針」に従いかつ地域の状況に応じて作成する共同募金地域助成支会配分計画を尊重して行うことを基本とする。

2 配分対象事業

地域助成の配分対象事業は、市町村区域において存在する生活課題を解決するために行う福祉活動（第3において「地域福祉活動」という。）とする。ただし、施設の整備及び車輛の整備については、原則として配分の対象としない。

3 配分対象者、配分対象経費及び配分額

(1) 配分対象者

地域助成の配分対象者は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、更生保護法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって支会長が地域の状況に応じて定める者とする。

支会長が地域助成の配分対象者を定めるにあたっては、5の地域助成支会配分計画の作成にあたっての配意事項を十分踏まえるものとする。

(2) 配分対象経費

地域助成の配分対象経費は、地域福祉活動に必要な経費とする。ただし、第2の2の(1)のイのただし書に規定する経費は、配分の対象としない。

(3) 配分額

地域助成の配分額に関しては、支会長が地域の状況に応じて定める基準によるものとする。

4 配分の申請

地域助成の配分を受けようとする者は、共同募金配分（地域助成）申請書（様式第7号）に関係書類を添付して、支会長を経由して、会長に提出しなければならない。

共同募金配分（地域助成）申請書の提出を行うことができる期間は、毎年度支会長が別に定める。

5 配分申請の審査及び地域助成支会配分計画書（募金目標額設定書）の作成

支会長は、4の地域助成の配分申請について、広域助成の配分申請の審査に準じて審査を行い、配分を行うことが適当と認められるものにつき、募金実績の見通しを踏まえつつ共同募金地域助成支会配分計画書（募金目標額設定書）（様式第8号）を作成する。

共同募金地域助成支会配分計画書（募金目標額設定書）の作成にあたっては、次の事項に配意するものとする。

(1) 市町村社会福祉協議会、地域のボランティア団体、特定非営利活動法人、地域住民団体等と連携して地域の生活課題やニーズの把握に努め、地域助成によって、その生

活課題等の解決が図れるように努めること。

- (2) 地域のボランティア団体，特定非営利活動法人，地域住民団体等の地域課題の解決に向けて行う活動を積極的に支援するようにすること。
- (3) 募金運動企画会議や助成審査会を設置するなど市民の意見等が反映できるようにすること。

6 支会長の進達

支会長は，4の共同募金地域助成申請書を5の共同募金地域助成支会配分計画書（募金目標額設定書）を添えて会長に進達するものとする。進達期限は，毎年度会長が別に定める。

7 配分計画の作成

会長は，支会長が作成した共同募金地域助成支会配分計画書に基づき，地域助成に係る配分計画を作成する。

8 配分の決定

地域助成の配分の決定は，7の配分計画に盛り込まれたものについて，市町村ごとに，一般募金の実績額（一般募金のうち当該市町村の地域助成の配分の財源として配賦された額をいう。）の範囲内で行うことを原則とする。

会長は，配分の決定をしたときは，共同募金配分決定通知書（様式第9号）を支会長を経由して申請者に送付するものとする。

9 配分金の交付

地域助成の配分金の交付は，事業完了後に行うことを原則とする。ただし，次に掲げる場合には，事業完了前に交付することができるものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会に交付する場合
- (2) 特別の事情により事業完了前に交付することが適当であると認められる場合（市町村社会福祉協議会に交付する場合を除く。）

なお，事業完了の確認は，11に定めるところによる。

事業完了前に配分金の交付を受けようとする者は，配分金交付請求書（事業完了前交付）（様式第10号）を，支会長を経由して，会長に提出しなければならない。

事業完了前に配分金を交付したときは，事業完了後に精算を行うものとする。

10 事業完了報告

8の地域助成の配分の決定を受けた者（以下第3において「地域助成事業者」という。）は，事業を完了したときは，完了後1か月以内に共同募金配分（地域助成）事業完了報告書（様式第11号）に，配分金交付請求書（事業完了後交付）（様式第12号）及び関係書類を添えて支会長を経由して，会長に報告しなければならない。ただし，事業完了前に配分金の交付を受けている場合には，配分金交付請求書（事業完了後交付）に代えて配分金精算書（様式第13号）を添えるものとする。

11 事業完了の確認

会長は、10の事業完了報告書の提出があったときは、当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

会長は、事業完了の確認を支会長に委任する。支会長は、事業完了の確認を10の共同募金配分（地域助成）事業完了報告書を会長に進達する際に行うものとする。

12 規定の準用

第2の5（配分の条件）、同10（配分計画の決定及び配分の決定）、同14（検査等）、同15（配分決定の取消）及び同16（配分金の返還）の規定は、地域助成の配分について準用する。この場合において、これらの規定中「広域助成」とあるのは「地域助成」と、「広域助成事業者」とあるのは「地域助成事業者」と読み替えるものとする。

第4 歳末たすけあい助成

1 配分の基本

歳末たすけあい助成の配分は、支会長が、社会福祉法人全国社会福祉協議会及び社会福祉法人中央共同募金会が毎年度定める「歳末たすけあい運動実施要項」に従いかつ地域の状況に応じて作成する共同募金歳末たすけあい助成支会配分計画を尊重して行うことを基本とする。

2 配分対象事業

歳末たすけあい助成の配分対象事業は、地域の関係機関、団体の協力のもとに新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう住民の参加や理解を得て行う様々な福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援活動や要支援者に対する生活支援活動等（以下第4において「歳末たすけあい活動」という。）とする。

なお、施設の整備及び車輛の整備については、原則として配分の対象としない。

3 配分対象者、配分対象経費及び配分額

(1) 配分対象者

歳末たすけあい助成の配分対象者は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、更生保護法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって支会長が地域の状況に応じて定める者とする。

支会長が歳末たすけあい助成の配分対象者を定めるにあたっては、5の共同募金歳末たすけあい助成支会配分計画書（募金目標額設定書）の作成にあたっての配意事項を十分踏まえるものとする。

(2) 配分対象経費

歳末たすけあい助成の配分対象経費は、歳末たすけあい活動に必要な経費とする。ただし、第2の2の（1）のイのただし書のa）、b）及びc）に規定する経費は、配分の対象にしない。

(3) 配分額

歳末たすけあい助成の配分額に関しては、支会長が地域の状況に応じて定める基準によるものとする。

4 配分の申請

歳末たすけあい助成の配分を受けようとする者は、共同募金配分（歳末たすけあい助成）申請書（様式第14号）に關係書類を添付して、支会長を経由して、会長に提出しなければならない。

歳末たすけあい助成申請書の提出を行うことができる期間は、毎年度支会長が別に定める。

5 配分申請の審査及び歳末たすけあい助成支会配分計画書（目標額設定書）の作成

支会長は、4の歳末たすけあい助成の配分申請について、広域助成の配分申請の審査に準じて審査を行い、配分を行うことが適当と認められるものにつき、募金実績の見通しを踏まえつつ共同募金歳末たすけあい助成支会配分計画書（目標額設定書）（様式第15号）を作成する。

共同募金歳末たすけあい助成支会配分計画書（目標額設定書）の作成にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会、市町村民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、地域のボランティア団体、特定非営利活動法人、地域住民等が協力し、地域の状況や歳末時期の対象世帯の福祉ニーズの把握に努め、歳末たすけあい助成によって、地域の福祉ニーズをもつ方や要支援者の支援が図れるように努めること。
- (2) 地域のボランティア団体、特定非営利活動法人、地域住民団体等と連携した活動やイベント等を実施する活動の積極的な支援に努めること。
- (3) 募金運動企画会議や助成審査会を設置するなど市民の意見等が反映できるようにすること。

6 支会長の進達

支会長は、4の共同募金歳末たすけあい助成申請書を5の共同募金歳末たすけあい助成支会配分計画書（目標額設定書）を添えて会長に進達するものとする。進達期限は、毎年度会長が別に定める。

7 配分計画の作成

会長は、支会長が作成した共同募金歳末たすけあい助成支会配分計画書（目標額設定書）に基づき、歳末たすけあい助成に係る配分計画を作成する。

8 配分の決定

歳末たすけあい助成の配分の決定は、7の配分計画に盛り込まれたものについて、市町村ごとに、当該市町村の歳末たすけあい募金の実績額の範囲内で行うことを原則とする。

会長は、配分の決定をしたときは、共同募金配分決定通知書（様式第16号）を、支会長を経由して、申請者に送付するものとする。その事務については、歳末たすけあい募金を行った年度に実施する事業を対象として配分するものに限り、支会長が専決するものとする。

9 配分金の交付

歳末たすけあい助成の配分金の交付は、歳末たすけあいの趣旨にかんがみ、事業完了前に交付し、事業完了後に精算を行うものとする。ただし、事業の内容からみて事業完了前に交付が行われなくても事業の実施ができる場合には、事業完了後に交付するものとする。

なお、事業完了の確認は、12に定めるところによる。

事業完了前に配分金の交付を受けようとする者は、配分金交付請求書（事業完了前交付）（様式第17号）を会長に提出しなければならない。

10 会計処理の特例

歳末たすけあい助成の配分の交付に関し、社会福祉法人茨城県共同募金会経理規程第79条第1項に規定にかかわらず、支会長は、支会会計責任者が収受した寄付金を会長に送付しないで、当該寄付金を9の配分金の交付の資金（歳末たすけあい募金を行った年度に実施する事業を対象として配分するものの資金に限る。）に充てることができるものとする。

11 事業完了報告

8の歳末たすけあい助成の配分の決定を受けた者（第4において「歳末たすけあい事業者」という。）は、事業を完了したときは、完了後1か月以内に共同募金配分（歳末たすけあい助成）事業完了報告書（様式第18号）に、事業完了前に配分金の交付を受けている場合にあっては配分金精算書（様式第19号）を、事業完了前に配分金の交付を受けていない場合にあっては配分金交付請求書（事業完了後交付）（様式第20号）及び関係書類を添えて、支会長を経由して会長に報告しなければならない。

12 事業完了の確認

会長は、11の事業完了報告書の提出があったときは、当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

会長は、事業完了の確認を支会長に委任する。支会長は、事業完了の確認を11の事業完了報告書を会長に進達する際に行うものとする。

8により配分の決定を支会長が専決したものに係る精算事務については、支会長が専決するものとする。

13 支会長の報告

支会長は、毎年度、会長が別に定める期日までに、歳末たすけあい募金配分状況報告書（様式第21号）を会長に提出しなければならない。

14 規定の準用

第2の5（配分の条件）、同10（配分計画の決定及び配分の決定）、同14（検査等）、同15（配分決定の取消）及び同16（配分金の返還）の規定は、歳末たすけあい助成の配分について準用する。この場合において、これらの規定中「広域助成」とあるのは「歳末たすけあい助成」と、「広域助成事業者」とあるのは「歳末たすけあい事業者」と読み替えるものとする。

第5 NHK歳末たすけあい助成

1 配分の基本

NHK歳末たすけあい助成の配分は、社会福祉法人中央共同募金会が日本放送協会と協議して毎年度定める「NHK歳末たすけあい」実施要綱に従って行うものとし、原則として広域的な福祉活動を対象とする。ただし、歳末たすけあい助成と重複しないものであって、NHK歳末たすけあい運動に有効的な活動である場合には、小地域で行われる活動であっても対象とする。

2 配分対象事業

NHK歳末たすけあい助成の配分対象事業は、次に掲げる事業であって、原則として新たな年を迎える時期に行われるもの（以下第5において「NHK歳末たすけあい活動」という。）とする。

- (1) 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は救護施設に入所している児童、障害児・者、高齢者又は要保護者を支援する事業
- (2) 障害児通所支援又は障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）を利用している障害児・者を支援する事業
- (3) 生活困窮者を支援する事業
- (4) 被災者を支援する事業
- (5) その他要支援者（在宅の要保護児童、障害者、要支援高齢者等）を支援する事業

3 配分対象者、配分対象経費及び配分額

(1) 配分対象者

NHK歳末たすけあい助成の配分対象者は、社会福祉法人、更生保護法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は法人格を有しない団体であって会長が歳末期における要支援者等の状況に応じて定める者とする。

(2) 配分対象経費

NHK歳末たすけあい助成の配分対象経費は、NHK歳末たすけあい活動に必要な経費とする。ただし、第2の2の(1)のイのただし書のa)、b)及びc)に規定する経費は、配分の対象にしない。

(3) 配分額

NHK歳末たすけあい助成の配分額に関しては、会長が別に定める。

4 配分の申請

NHK歳末たすけあい助成の配分を受けようとする者は、共同募金配分（NHK歳末たすけあい助成）申請書（様式第22号）に関係書類を添付して、会長に提出しなければならない。共同募金配分（NHK歳末たすけあい助成）申請書の提出を行うことができる期間は、毎年度会長が別に定める。

5 配分申請の審査

会長は、4のNHK歳末たすけあい助成の配分申請について、当該申請書及び必要に応じて行う聞き取り調査、現地調査等により申請の内容を審査する。

6 配分計画の作成

会長は、5の助成申請書の審査において配分を行うことが適当と認められるものにつき、募金実績の見通しを踏まえつつNHK歳末たすけあい助成に係る配分計画を作成する。

7 配分の決定

NHK歳末たすけあい助成の配分の決定は、6の配分計画に盛り込まれたものについて、NHK歳末たすけあい募金の実績額の範囲内で行うことを原則とする。

会長は、配分の決定をしたときは、共同募金配分決定通知書（様式第23号）を申請者に送付するものとする。

8 配分金の交付

NHK歳末たすけあい助成の配分金の交付は、歳末たすけあいの趣旨にかんがみ、事業完了前に交付するものとし、また、配分計画のうち、特にNHKの放送効果のある一部の配分については、募金運動期間中（12月）に立替支出等を行うことができるものとする。事業完了前に交付した場合（立替支出等をした場合を含む。）には、事業完了後に精算を行うものとする。

なお、事業完了の確認は、10に定めるところによる。

事業完了前に配分金の交付を受けようとする者は、配分金交付請求書（事業完了前交付）（様式第24号）を会長に提出しなければならない。

9 事業完了報告

7のNHK歳末たすけあい助成の配分の決定を受けた者（第5において「NHK歳末たすけあい事業者」という。）は、事業を完了したときは、完了後1か月以内に共同募金配分（NHK歳末たすけあい助成）事業完了報告書（様式第25号）に配分金精算書（様式第26号）及び関係書類を添えて会長に報告しなければならない。

10 事業完了の確認

会長は、9の事業完了報告書の提出があったときは、当該事業完了報告書及び必要に応じて行う現地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

11 規定の準用

第2の5（配分の条件）、同10（配分計画の決定及び配分の決定）、同14（検査等）、同15（配分決定の取消）及び同16（配分金の返還）の規定は、NHK歳末たすけあい助成の配分について準用する。この場合において、これらの規定中「広域助成」とあるのは「NHK歳末たすけあい助成」と、「広域助成事業者」とあるのは「NHK歳末たすけあい事業者」と読み替えるものとする。

第6 地域福祉特別助成

1 目的

地域福祉特別助成は、市民の自主的なたすけあい活動やささえあい活動を支援することにより、「地域をつくる市民を応援する共同募金」の一層の推進を図ることを目的とする。

2 財源

地域福祉特別助成の財源は、積立期間が3年を経過した災害等準備金を取り崩した資金及び広域助成又は地域助成の配分金の精算による返納金とする。

3 配分対象事業

地域福祉特別助成の配分対象事業は、次に掲げる事業であって、原則として市民参加により行うもの（以下第6において「地域福祉特別事業」という。）とする。

- (1) 市民のたすけあい活動やささえあい活動の普及促進を図るための事業
- (2) ひとり暮らし高齢者や障害者等を支援するための事業
- (3) 子育てを支援するための事業
- (4) 児童や青少年の育成に寄与するための事業
- (5) 障害者、難病者等の社会参加や社会復帰を促進するための事業
- (6) 生活困窮者の生活支援を推進するための事業
- (7) 孤立しがちな人を支援し、市民の社会的孤立をなくすための事業
- (8) 防災・防犯対策を促進するための事業
- (9) 新たな福祉問題の解決に寄与するための事業
- (10) その他市民参加の福祉活動の活性化を図る事業

4 配分対象者、配分対象経費、配分額等

(1) 配分対象者

地域福祉特別助成の配分対象者は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び法人格を有しない団体とする。

(2) 配分対象経費

地域福祉特別助成の配分対象経費は、地域福祉特別事業の実施に必要な経費（設備整備費を含む。）とする。ただし、第2の2の(1)のイのただし書に規定する経費は、配分の対象にしない。

(3) 配分率及び配分限度額

地域福祉特別助成の配分率は、 $8/10$ 以内とし、配分限度額は1事業につき50万円とする。

5 配分の実施

地域福祉特別助成の配分は、その財源の状況に応じて実施するものとし、その実施回数は原則として年に1回とする。

6 配分の申請

地域福祉特別助成の申請は、原則として1事業者につき、1事業又は1件に限るものとする。

地域福祉特別助成の配分を受けようとする者は、共同募金配分（地域福祉特別助成）申請書（様式第27号）に関係書類を添付して、支会長を経由して、会長に提出しなければならない。共同募金地域福祉特別助成申請書の提出を行うことができる期間は、会長が別に定める。

7 連続配分の制限

1事業者の行う事業が毎回同じ事業内容である場合には、その事業については、原則として4回目以降の配分はしない。

8 配分申請の審査

会長は、6の地域福祉特別助成の配分申請について、当該申請書及び必要に応じて行う聞き取り調査、現地調査等により申請の内容を審査する。

9 配分の決定

地域福祉特別助成の配分の決定は、8の審査の結果配分することが適当と認められるものについて、地域福祉特別助成の配分の財源の範囲内で行う。

会長は、配分の決定をしたときは、共同募金配分決定通知書（様式第28号）を、支会長を経由して、申請者に送付するものとする。

10 配分金の交付

地域福祉特別助成の配分金の交付は、事業完了後に行うことを原則とする。ただし、特別の事情があるときは、事業完了前に交付することができるものとし、その場合には、事業完了後に精算を行うものとする。

なお、事業完了の確認は、12に定めるところによる。

事業完了前に配分金の交付を受けようとする者は、配分金交付請求書（事業完了前交付）（様式第29号）を、会長に提出しなければならない。

11 事業完了報告

地域福祉特別助成の配分の決定を受けた者（以下第6において「地域福祉特別助成事

業者」という。)は、助成事業を完了したときは、完了後1か月以内に共同募金配分(地域福祉特別助成)事業完了報告書(様式第30号)に配分金交付請求書(事業完了後交付)(様式第31号)及び関係書類を添えて会長に報告しなければならない。ただし、事業完了前に配分金の交付を受けている場合には、配分金交付請求書(事業完了後交付)に代えて配分金精算書(様式第32号)を添えるものとする。

12 事業完了の確認

会長は、11の事業完了報告書の提出があったときは、当該事業完了報告書及び必要に応じて行う実地調査により事業が適正に完了していることを確認するものとする。

13 規定の準用

第2の5(配分の条件)、同10(配分計画の決定及び配分の決定)、同14(検査等)、同15(配分決定の取消)及び同16(配分金の返還)の規定は、地域福祉特別助成の配分について準用する。この場合において、これらの規定中「広域助成」とあるのは「地域福祉特別助成」と、「広域助成事業者」とあるのは「地域福祉特別助成事業者」と読み替えるものとする。

第7 災害等準備金及び緊急配分金

1 災害等準備金

(1) 配分及び拠出

災害等準備金の配分及び拠出については、社会福祉法人茨城県共同募金会災害支援制度運営要綱及び社会福祉法人茨城県共同募金会災害支援制度実施要領の定めるところによる。

(2) 災害等準備金に繰り入れて3年を経過したものの配分

災害等準備金に繰り入れて3年を経過したものについては、第6の地域福祉特別助成として配分するもののほか、本県の地域福祉の推進に必要なかつ有効な事業に配分するものとする。

2 緊急配分金積立金の配分

緊急配分金積立金(災害等準備金制度発足前に、災害等により緊急に支援を必要とするために共同募金による寄付金を配分することを目的として積み立てたものをいう。)の配分については、社会福祉法人茨城県共同募金会緊急配分金取扱要領の定めるところによる。

第8 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦

1 推薦

本会は、共同募金以外の民間資金の有効活用による地域福祉の推進に資するため、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の依頼に基づき公益財団法人中央競馬社会福祉財団助成の推薦を行うものとし、その推薦にあたっては、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団の定める助成要綱に従って行うもののほか、2、3、4及び5の定めるところ

により取り扱うものとする。

なお、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成に申請しようとする事業と同じ内容のものを、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成以外の民間助成にも重複して申請しようとする場合には、推薦しない。

2 協議書による事前調整

公益財団法人中央競馬社会福祉財団助成の推薦にあたっては、その申請書の受理をする前に、その申請を行おうとする者から公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成推薦協議書（様式第33号）（以下「協議書」という。）の提出を求め、推薦の可否等の事前調整を行うものとする。

協議書の提出期限は、毎年度会長が別に定める。

3 公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦委員会の審議

会長は、2の協議書に基づき、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦について、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業推薦委員会に諮問し、その答申に基づいて公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦を決定するものとする。

4 推薦の決定通知等

会長は、2及び3により、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の推薦を決定したときは、その結果を、協議書の提出のあった者に通知し、推薦することを決定した者に対しては、併せて公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団が定めるところにより助成の申請を行うよう指示するものとする。

5 申請書の審査及び進達

会長は、4の指示した者から公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成の申請書の提出があったときは、当該申請書について、所要の審査を行い、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団に進達を行うものとする。

付 則

1 実施期日

この要領は、平成28年4月1日から実施する。ただし、平成27年度以前の共同募金による寄付金の配分（地域福祉特別助成の配分を除く。）は、従前の例による。

2 市町村社会福祉協議会に対する車輛整備事業に係る配分に関する経過措置

市町村社会福祉協議会に対する車輛整備事業に係る配分は、当分の間、第2の2の(4)のオにかかわらず、従前の例により行うことができる。

3 この要領により難い事情があるときの措置

共同募金の配分等に関し、この要領により難い事情があるときは、会長の定めるところ

ろによる。

4 様式の補正

この要領で定める様式については，必要に応じ，会長が補正することができる。

5 規程の調整

社会福祉法人茨城県共同募金会地域福祉特別助成金助成要項（平成24年3月28日から施行）は，平成28年3月31日をもって廃止する。